

陸上競技場施設利用料金表

令和元年10月

				町内	町外	
一般利用	一部フィールド ド又はトラック	団体	午 前	3,140	6,290	※ 区分 (1) 午前 8時～12時 (2) 午後 12時～17時 (3) 夜間 17時～22時 ※ 団体とは組織のすべてをいい、個人とは、それ以外のものをいう。 ※ 町内の個人が使用する場合は、無料とする。ただし、競技器具等を使用する場合はそれぞれの使用料とする。
			午 後	3,140	6,290	
		個人	午 前	—	840	
			午 後	—	840	
	全 面	団体	午 前	6,290	12,580	
			午 後	6,290	12,580	
学生使用	一部フィールド ド又はトラック	団体	午 前	1,570	3,140	※ 町外の団体が使用する場合は、使用料(税抜)の2倍とする。 ※ 入場料を徴収する場合は、それぞれの使用料(税抜)の5倍とする。 ※ 会議室等とは、本部室、競技役員室、審査員室、会議室をいう。 ※ 学生使用とは高校生以下の児童・生徒の使用をいう。 ※ 一般使用とは学生以外の使用をいう。
			午 後	1,570	3,140	
		個人	午 前	—	420	
			午 後	—	420	
	全 面	団体	午 前	3,140	6,290	
			午 後	3,140	6,290	
競技器具一式	器 具 一 式		1 種 目	520	1,050	《使用料の積算方法》 使用料×2(5)倍×1.1=_____ (端数切捨) ≒_____ (徴収金額) ※使用料とは、都農町諸使用料条例「別表」
	そ の 他 器 具		1 種 目	310	630	
	石 灰		1 袋	1,100	1,100	
	ロ ッ カ 一 室		1 人	220	440	
	放 送 設 備		午 前	2,100	4,200	
			午 後	2,100	4,200	
	会 議 室 等	1室	午 前	1,570	3,140	
午 後			1,570	3,140		